

1月から3月までの3カ月間は「若者向け悪質商法被害防止共同キャンペーン」です

悪質商法による若者の被害が後を絶たないことから、1月から3月までを共同キャンペーン期間と定め、関東甲信越地区の都県、政令指定都市等の国民生活センター及び県内の関係機関が共同して啓発活動を実施しています。

消費者契約トラブルは、ますます複雑化、多様化しています。特に若者は、社会経験が少ないため、契約の正しい知識を持たずに契約してしまう場合が多く、悪質業者はこのような状況を悪用し、契約の未成年者取消しができなくなる成人して間もない若者を狙った悪質商法の被害が増えていきますのでご注意ください。

【事例1】

スマートフォンで、無料アダルト動画サイトから動画再生アプリをインストールしたら登録になってしまった。99,800円の請求画面と携帯電話番号と一緒に表示された。その後は請求メールが何度も届くようになったが、個人情報が取られてしまったのだろうか。

支払いはずせ、自らサイト業者に連絡は取らないようにしましょう。

動画再生アプリをインストールする際に、アプリに仕込まれた機能によって、スマートフォン内の情報がサイト業者に知られてしまった可能性があります。スマートフォンではアプリをインストールする際に、そのアプリがスマートフォン内の情報を利用するかどうか表示されるので、アクセス許可に不審な点がないか毎回確認をしましょう。

【事例2】

ネットショッピングで注文したバッグがイメージと違った。返品連絡をしたが断られてしまった。クーリング・オフはできないのか。

ネットショッピングで注文したバッグがイメージと違った。返品連絡をしたが断られてしまった。クーリング・オフはできないのか。

○事例2アドバイス

クーリング・オフはできません。ネットショッピングなどの通信販売は、返品可否や条件に関する記載があります。「返品不可」とあれば、返品はできません。注文する際には、返品条件や契約内容をよく見て申し込む、商品代金の前払いを避け

る、申込み画面を保存しておくなどの対応が必要です。

○若者層からの相談で多いのがインターネット関連です。オンラインゲーム、ネットオークション、サクラサイト、サイドビジネス商法などのトラブルもあります。心配なときは、消費者生活相談窓口や消費者ホットライン(0570-064-370)へご相談ください。



パブリックコメントの実施について

町では、男女共同参画推進プランの策定及び地域防災計画の見直しを進めており、今回、それぞれの素案がまとまりましたので住民のみなさんに公表し、計画の内容に関し意見等を募集します。

なお、ご意見等はプランの策定及び計画の見直しの参考とさせていただきます。

名称	男女共同参画推進プラン	地域防災計画の見直し
期間	2月1日(金)～15日(金)	2月14日(木)～28日(木)
閲覧場所	◆総務課 窓口 ◆ふれあいセンター ◆中央公民館 ◆町のホームページ(http://www.town.goka.lg.jp/)	
対象	◆町内に在住、在勤の方 ◆町内に事務所または事業所を有する個人、法人、団体など ◆その他、案件に利害関係を有する方	
提出方法	◆町ホームページ及び閲覧場所にあるご意見提出用紙に必要事項をご記入のうえ、郵送、持参、FAXまたは電子メールにより提出をお願いします。	
提出上の注意	◆電話でのご意見等の受付は行っておりません。 ◆ご意見等は日本語に限ります。 ◆いただいたご意見等に対する個別の回答はしませんので、ご了承ください。	
提出先・お問い合わせ	〒306-0392 茨城県猿島郡五霞町大字小福田 1162-1 五霞町役場 総務課 人権推進室 ☎(84)1111 FAX(84)1478 Mail:soumu@town.goka.lg.jp	〒306-0392 茨城県猿島郡五霞町大字小福田 1162-1 五霞町役場 総務課 行政・防災G ☎(84)1111 FAX(84)1478 Mail:soumu@town.goka.lg.jp